

議会基本条例検証シート

No.	1	評価項目	議会活動の情報公開
関係条文	第3条第1項第2号、第6条第1・2・6項、第7条、第21条第1・2項		
項目	会議録の公開、議会だよりの発行、議会報告会、ホームページ、議会のインターネット中継		
検証結果			
評価	A	<ul style="list-style-type: none"> ○議会報告会 <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍においても、web利用により開催され、リアルタイム配信でも行う等、工夫した改善措置が取られてきた。 ・中学生の質問に答えるコーナー等を作成した。 ○ホームページ <ul style="list-style-type: none"> ・新たに、小・中学生向けの議会紹介のページを作成した。 ○議会だよりの発行 <ul style="list-style-type: none"> ・表紙のカラー化を実施した。 	

No.	2	評価項目	多様な市民意見の把握
関係条文	第3条第1項第3号、第6条第4・5項、第7条、第8条		
項目	請願・陳情制度の充実、意見交換会(議会報告会等)		
検証結果			
評価	B	<ul style="list-style-type: none"> ○意見交換会(議会報告会) <ul style="list-style-type: none"> ・市民の方々との意見交換については年1回、議会報告会で行われている。 ○請願・陳情制度の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや議会だよりなどで請願・陳情の提出方法等を詳しく紹介している。 ○市民意見の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍によって、主な活動が制限され、各地域の事業にも参加できなかつたため、市民からの要望や意見を聞く機会が少なくなっていた。 	

評価 A:達成、B:概ね達成、C:一部達成、D:未達成

No.	3	評価項目	自由闊達な討議と議論の活性化	
関係条文	第4条第1号、第9条第1・2号、第13条、第14条			
項目	自由討議の実施、質疑応答の方法、反問権(趣旨確認)の行使、代表質問			
検証結果				
評価	B	<ul style="list-style-type: none"> ○自由討議の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・代表者会議、議会運営委員会、広報広聴委員会では比較的自由に意見交換がされている。 ・コロナ禍のために、意見交換が思うようにできていなかった。 ・非公式のワーキンググループにおいて、敬老祝い金について協議を行った。 ○質疑応答の方法 <ul style="list-style-type: none"> ・議員と市長等が互いに緊張関係を保持することは十分にできている。 ・一般質問では、一問一答方式で質問した事例があった。 ○反問権の行使 <ul style="list-style-type: none"> ・議論中、答弁者からの趣旨確認の事例があった。 ○代表質問 <ul style="list-style-type: none"> ・会派によって質問の量の多少が目立つが、大所高所からの質問も必要と思われる。 		

No.	4	評価項目	チェック機能の強化		
関係条文	第9条第3号、第10条第1・2項、第11条第1項、第12条、第13条				
項目	文書質問、説明要求、資料請求、議決事件の拡大、代表質問				
検証結果					
評価	B	<ul style="list-style-type: none"> ○説明要求 <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍を背景に、政策提案が唐突に行われてきたことから、果たして必要な政策なのか否かを協議検討することがないまま、議会に提案されていた。 ○議決事件の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・当面大きな課題は無い。 ○代表質問 <ul style="list-style-type: none"> ・概ね良好に機能している。会派・会派に所属しない議員それぞれに割り当てられた時間については、多様な意見があり、毎年度、協議の対象となるが、意見が全会一致を見ることは無い。 			

評価 A:達成、B:概ね達成、C:一部達成、D:未達成

No.	5	評価項目	審査方法の充実と体制整備	
関係条文	第6条第3項、第16条、第20条			
項目	参考人・公聴会制度、予算決算常任委員会、附属機関の設置			
検証結果				
評価	B	<ul style="list-style-type: none"> ○参考人・公聴会制度 <ul style="list-style-type: none"> ・実施していない。制度整備が不十分であり、非常に使いにくい。 ○附属機関の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・設置した事例がない。 ○予算決算常任委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第16条の予算決算常任委員会の設置ができたことは、審査の充実が図られた。R2年4月より全議員で構成され分科会方式で予算と決算を審査している。予算と決算を同じメンバーで審査することや決算を審査する人数が増えたことがメリットとしてあげられる。 ○審査方法の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・市民の健康を第一優先として、コロナ禍における全ての政策実現に向けた審議をすることができていた。 		

No.	6	評価項目	調査活動の充実と政策提言能力の向上	
関係条文	第15条第1・2項、第19条第1・3項、第23条、第24条第1項			
項目	委員会活動の充実、議員研修会、先進事例等の研究、議会図書室の充実、議会事務局の体制強化			
検証結果				
評価	B	<ul style="list-style-type: none"> ○議員研修会 <ul style="list-style-type: none"> ・会派で研修会を行ったが、会派だけではなく市議会として年1回以上は行うべきである。これは、「委員会活動の充実」「先進事例等の研究」とも合致する項目である。 ○先進事例等の研究 <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍においてR元年度のみ行政視察等で、先進事例を研究し市政に反映させるようしている。 ○調査活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍でリモート研修ができたことは、今後の研修に幅ができた。 ・コロナ禍で数が少なかったものの、研修等に参加した。また、市内の事業に参加して市民から学ぶ機会が少なかったが、リモート活動など各人が工夫を凝らして議員活動を実施していた。 		

評価 A:達成、B:概ね達成、C:一部達成、D:未達成

No.	7	評価項目	議会・議員活動のための環境整備
関係条文	第3条第1項第1号、第4条第2号、第18条第1項、第22第1・2項、第25条、第28条		
項目	政務活動費、予算の確保及び検討、議員の政治倫理、危機管理体制の整備 働きやすい環境整備、議会における感染症対策		
検証結果			
評価	A	<p>○議会の環境整備・危機管理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ね問題なく進めることができたと思われる。環境整備をしていく上で、効率の良いもの、取り入れたほうが良いものなどは積極的に取り入れができる環境にあると思われる。特に議会における感染症対策は、できる限りの対応を図ったと思われる。議会の開会などに関しては、危機の感じ方に個人差はあるが、話し合いにおいて解決できたと思う。 ・コロナ禍における感染症対策など、危機管理体制は十分できていた。事務局の対応により、仮設庁舎における議会運営環境を含めて環境整備については充実していたと考える。 	

No.	8	評価項目	評価及び検証
関係条文	第3条第1項第4号、第30条第1・2項、第31条		
項目	申し合わせ事項の見直し、議会基本条例の検証		
検証結果			
評価	A	<p>○申し合わせ事項の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各会派でその都度、必要に応じて検討できたと思われる。 ・申し合わせ事項については、協議を踏まえたうえで推進することができている。 	

評価 A:達成、B:概ね達成、C:一部達成、D:未達成